

令和2年7月豪雨による災害からの復旧・復興を促進し、県経済の早期回復を強力に推進します

福岡県なりわい再建支援補助金

一次締切
10/2
まで



○ 補助金のポイント

1. 中小企業者等を対象に **補助率最大3／4 上限3億円**
2. 既に着手していてもOK **施設・設備の復旧を補助**
3. 過去の災害とコロナ禍の影響も受けているなら **定額補助**

詳しくは県ホームページで

福岡県 なりわい再建支援補助金

検索



公募概要

(1) 補助対象者

- ① 中小企業者（小規模企業者を含む）
 - ② 一定の要件を満たす中堅企業及びみなし中堅企業
 - ③ ①～②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している中小企業者（小規模企業者を含む）、一定の要件を満たす中堅企業及びみなし中堅企業
- ※ 詳細な要件はホームページをご確認ください。

(2) 補助対象経費

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費を含む）

- ※ 復旧を超える整備や汎用性の高い設備等は補助対象外となります。
- ※ 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組み（新商品製造ラインへの転換、生産性向上のための設備導入、従業員確保のための宿舍整備等）に要する費用も補助

(3) 補助率及び補助上限額

区 分	補助率	補助上限額※
中小企業者	3/4以内（国1/2、県1/4）	3億円
中堅企業・みなし中堅企業	1/2以内（国1/3、県1/6）	

※「特定被災事業者」に対する特例

補助上限額3億円の内数において下記のすべての要件を満たす事業者（特定被災事業者）に対して1億円を上限に定額補助（国2/3、県1/3）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ・ 過去数年以内に発生した災害（※）で被害を受けた事業者
- ・ 令和2年7月豪雨により、施設又は設備が被災し、その復旧・復興を行おうとする事業者

（※）過去5年以内において福岡県内で災害救助法の適用を受けた災害は、平成29年7月九州北部豪雨または平成30年7月豪雨（西日本豪雨）です。

応募方法

(1) 必要書類

※マニュアル・様式等を下記ホームページより、ダウンロードしてください。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r2nariwai.html>

(2) 公募期間 最新の情報はホームページをご確認ください。

1次公募 令和2年9月11日（金）～ 10月2日（金）

2次公募 10月上旬～ 10月下旬

3次公募 10月下旬～ 11月下旬

(3) 申請書等提出先（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、完全予約制）

下記の提出先にご持参ください。

お問い合わせ 提出先

福岡窓口：福岡県商工部中小企業振興課 被災事業者支援チーム

平日 9:00～17:00

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 7階北棟
TEL: 092-643-3795

久留米窓口：福岡県生物食品研究所（久留米市合川町1465-5）

大牟田窓口：大牟田商工会館内（大牟田市不知火町1丁目4-2）

平日10:00～17:00